

議第17号

栃木県議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

令和4年3月18日

提出者	栃木県議会議員	山形修治
同		小林幹夫
同		野澤和一
同		加藤雄次
同		中屋大
同		吉羽茂
同		池田忠
同		白石資隆
同		早川桂子
同		保母欽一郎
同		五月女裕久彦

栃木県議会議長 阿部寿一様

栃木県条例第       号

栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会委員会条例（昭和37年栃木県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第13条 略</p> <p><u>(出席の特例)</u></p> <p><u>第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害の発生若しくはその他特別の事情により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、当該委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）によって、委員会に参加させることができる。</u></p> <p><u>2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定によりオンラインによって委員会に参加する委員がある場合は、前条、次条第1項及び第27条（記録）第1項の規定の適用について、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p><u>4 第1項の規定によりオンラインによって参加する委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p><u>(秘密会)</u></p> <p><u>第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。ただし、第13条の2（出席の特例）第1項の規定によりオンラインによって参加する委員がある場合は、秘密会とすることことができない。</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 平成31年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「経営管理部」とあるのは、「経営管理部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。</p>	<p>第13条 略</p> <p><u>(秘密会)</u></p> <p><u>第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 平成31年4月1日から<u>平成35年3月31日</u>までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「経営管理部」とあるのは、「経営管理部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。</p>

## **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。